



東京高裁弁論
19日から開始

新潟生存権裁判の意義

生活保護引き下げ 歯止めをかけよう

国が生活保護老齢加算を廃止し、保護費を1万6千円（保護費の20%）も削減したのは憲法25条に反するとして、新潟県内の原告3人が訴えた新潟生存権裁判は、19日に東京高裁で第1回弁論を迎えます。大澤理尋（みちひろ）弁護団長に裁判の争点、意義などを聞きました。

（聞き手 新潟県・村上雲雄）

——原告は高齢で大変ではないですか。

大澤理尋
弁護団長に聞く

3人の方は94歳、88歳、87歳で、全国の同様の裁判でもこれほどの高齢者はいません。

長谷川シズエさん（88）
は、高齢者の熱中症が問題になるなか、夏の猛暑で転んでけがをしました。家にネズミが動き回るのに駆除剤も買えない、エアコンを入れるお金もなく、入れて

も電気代も払えないことがあります。家で過ごすことができず、やむなく介護施設に入所しました。生活扶助費は支給されないことから、以前楽しみにしていた買い物や、お世話になった人の墓参りにもいけないなどぎりぎりの状況です。老齢加算廃止がそこまで追いつめているのです。

——新潟訴訟の高裁審議はどうなっていますか。

第一に、生活保護法8条が求める要保護者の地域別所在地別の需要が考慮されていない問題点です。老齢加算に地域別の金額設定がないままです。

（聞き手 新潟県・村上雲雄）

——原告は高齢で大変ではないですか。

大澤理尋
弁護団長に聞く

3人の方は94歳、88歳、87歳で、全国の同様の裁判でもこれほどの高齢者はいません。

長谷川シズエさん（88）
は、高齢者の熱中症が問題になるなか、夏の猛暑で転んでけがをしました。家にネズミが動き回るのに駆除剤も買えない、エアコンを入れるお金もなく、入れて

は新潟訴訟が初めてです。阿部長吉さん（87）は、安い食料品をまとめ買いするため、自転車で遠くまで出かけ、非常に危険です。冬期間は暴風雪なのに家の周りを除雪する、寒いので灯油代もかかる、こうした地域別需要が考慮されないことを主張します。

第二に、長谷川さんのように、高齢者の社会生活に必要な需要が考慮されないことも主張します。

第三に、山田ハルさん（94）は、老齢加算の廃止には大臣の告示が必要なのに、告示以前に減額・廃止決定書が届いていたという問題があります。決定に生活保護法が定める理由の付記がない問題も追及したいと思っています。

——生存権裁判の意義はどういう点ですか。

老齢加算廃止は、生活保護本体の切り下げの初めてのケースです。安倍内閣が導入された1986年に国は何らかの客観的資料を用いて需要を算定したので、そこを追及します。その点

歯止めをかける重要な意義があります。

さらに、非正規労働者が3分の1も存在する社会にあって、このまま推移すれば、少なくない人たちが高齢になったとき、生活保護を受けなければならぬいうな状況が生まれる可能性が強いので、この裁判は過去の問題ではなく、今を生きている人たちの問題でもあるのです。

安倍首相のもとで、生活保護引き下げの一方、電気料値上げ、灯油・食料品の上昇があり、来年4月から消費税増税になれば、生活保護受給者だけでなく、国民の多くに、憲法25条が保障する健康で文化的で最低限度の生活が保障できるのか問われることになります。

高裁での争点は新潟訴訟独自のもので、これまでの最高裁、高裁判決に影響されないため、勝利できる展望があります。多くの方に支援・協力をお願いしたい